

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第30条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

1. 住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

(1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願	性能評価等併願
	39,000	33,000	12,000

(2) 共同住宅等

料金算定＝基本料金 ＋ 戸当たり料金 × 評価住戸数
基本料金113,000円 戸当たり料金3,000円

※ 当機関に建築確認申請、適合証明申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとすることができる。

- ① 戸建住宅は、33,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)の料金算定に0.9を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。

※ 当機関に設計性能評価等（他機関によるものは除く。）の依頼と併願する場合（性能評価等併願）は、次のとおりとすることができる。

- ① 戸建住宅は、12,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)の料金に0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円（税込み）とする。

※ 共用部分を評価する場合は、113,000円（税込み）とする。

※ 共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建築物全体の「住棟」の評価料金とする。

※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。

※ 「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金に戸数を乗じた額とすることができる。

※ 共同住宅等にて、次に掲げる場合には、上記(2)の料金算定に0.7を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができるものとする。

- ① 過去に同じタイプ等の申請があり、合理的に審査が行えると判断できる場合
- ② 同じタイプ等の申請が複数棟あり、合理的に審査が行えると判断できる場合

※ 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、上記(1)又は(2)の料金に0.5を乗じた額を加算する。

2. 非住宅の技術的審査料金（消費税込み、単位：円）

対象面積（㎡）	算定方法	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
～300未満		72,000	43,000	43,000	145,000	101,000	101,000
300～1,000未満		115,000	72,000	72,000	245,000	159,000	127,000
1,000～2,000未満		145,000	101,000	89,000	303,000	202,000	127,000
2,000～3,000未満		189,000	138,000	101,000	354,000	240,000	164,000
3,000～4,000未満		227,000	164,000	127,000	429,000	290,000	202,000
4,000～5,000未満		277,000	202,000	151,000	531,000	354,000	240,000
5,000～10,000未満		341,000	240,000	177,000	619,000	416,000	266,000
10,000～20,000未満		416,000	277,000	215,000	732,000	493,000	316,000
20,000～50,000未満		493,000	341,000	266,000	871,000	582,000	354,000
50,000～100,000未満		526,000	405,000	328,000	1,024,000	682,000	405,000
100,000～		536,000	505,000	392,000	1,048,000	809,000	480,000

※ 用途分類は、別表による。

※ 表の対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。ただし、評価対象外とする部分の面積は、除外することができる。

※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに評価料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により評価料金を算定する。

※ 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。

- ① A分類が含まれるときはA分類
- ② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

※ 当機関にBELS評価申請等の依頼と併願する場合は、上記2の料金に0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができる。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円（税込み）とすることができる。

※ 当機関に建築確認申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合は、上記2の料金表に0.9乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができる。

3. 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。

4. 変更申請に係る技術的審査料金は、変更後の面積・用途等に応じて適用される上記1又は上記2の技術的審査料金の0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、次の場合は新たに申請したものとして、上記1又は上記2の技術的審査料金を適用する。

- ① 用途分類を変更する場合
- ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ③ 評価方法の変更（モデル入力法⇄標準入力法等）

5. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。

- ① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
- ② 建築物の所在地等の記載の変更
- ③ 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合

6. 適合証を再発行する場合の発行料金は、1通につき2,000円（税込み）とする。

7. 適合判定通知書を紙交付する場合は、1通につき2,000円（税込み）とする。

8. 技術的審査料金の支払い方法

- (1) 窓口において、現金での支払い
- (2) 指定口座への振り込み

9. 当機関の理事長が特に必要と認める場合は、上記によらず手数料を減額し、または免除することができる。